

奈良県のコロナ関連情報を提供します。

## 最新情報

### ○ 4月27日「第19回奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催

HTML <http://www.pref.nara.jp/58323.htm>

映像 [令和3年4月27日 第19回奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 - YouTube](#)

対策本部会議資料

新型コロナウイルス感染症 奈良県緊急対処措置

PDF [http://www.pref.nara.jp/secure/247118/\(1,2-1\).pdf](http://www.pref.nara.jp/secure/247118/(1,2-1).pdf)

[http://www.pref.nara.jp/secure/247118/\(2-2\).pdf](http://www.pref.nara.jp/secure/247118/(2-2).pdf)

[http://www.pref.nara.jp/secure/247118/\(3,4\).pdf](http://www.pref.nara.jp/secure/247118/(3,4).pdf)

[http://www.pref.nara.jp/secure/247118/\(5\).pdf](http://www.pref.nara.jp/secure/247118/(5).pdf)

以下は前回の情報提供時から変更ありません。

### ○ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関する県の取り組み等について

- ・3/25 奈良県新型コロナワクチン副反応コールセンターについて  
新型コロナワクチンの副反応に関する相談に対応するためのコールセンターを開設しました。その他、新型コロナワクチンに係る接種券や予約方法、接種場所等、接種に関することについてはお住まいの市町村へお問い合わせください。↓

HTML <http://www.pref.nara.jp/58099.htm>

- ・3/24 第65回奈良県医療審議会報告資料

PDF <http://www.pref.nara.jp/secure/243695/20210324%20singikaihoukoku.pdf>

### ○ 「発熱外来認定医療機関」について

奈良県では、発熱患者を診察する一般の医療機関を「帰国者・接触者外来（新型コロナウイルス感染の疑いのある方を診察する医療機関）と同様の機能を有する医療機関」として県が認定することで、一般の医療機関が独自の判断でPCR検査や抗原検査を取り扱うことが可能となる制度として、県独自の「発熱外来認定医療機関」という制度を設けています。発熱外来認定医療機関は県内に320カ所あり、うち24カ所が公表されています。発熱外来認定医療機関は下記ホームページをご覧ください。

奈良県の発熱外来認定医療機関数について（市町村別） ↓

<http://www.pref.nara.jp/secure/229683/R30326itiran.pdf>

発熱外来認定医療機関名簿（県が公表することを希望した医療機関のみ）について ↓

<http://www.pref.nara.jp/secure/229683/R30413nintei.pdf>

## ○ 新型コロナウイルスワクチンの接種順位の上位に位置づける基礎疾患を有する者の範囲について

新型コロナウイルスワクチンの接種順位に位置づける基礎疾患の範囲に、以下を追加することとなりました。

- ・ 重い精神疾患（精神疾患の治療のために医療機関に入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）
- ・ 知的障害（療育手帳を所持している場合）

↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/000756902.pdf>

詳細につきましては、奈良県疾病対策課新型コロナウイルス接種対策班（TEL 0742-27-8309、0742-27-8175）または各市町村新型コロナウイルスワクチン接種担当課までお問い合わせください。

## ○ 発熱等の症状のある場合の相談や受診の流れについて

[http://www.pref.nara.jp/secure/226888/02\\_相談や受診の流れ\\_0515.pdf](http://www.pref.nara.jp/secure/226888/02_相談や受診の流れ_0515.pdf)

1. 発熱等の症状のある方は、まず、かかりつけ医等の身近な医療機関に電話相談してください。
2. 身近な医療機関がない方、又は聴覚に障害のある方などお電話でのご相談が難しい方は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に電話又は FAX で相談してください。
3. 発熱等の症状がない場合でも、感染の不安のある方は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に電話相談してください。
4. 検査の結果、感染が判明した場合には入院または宿泊療養となります。

## ○ 「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」は下記連絡先です。

（電話番号） 0742-27-1132 （FAX 番号） 0742-27-8565 24 時間対応（平日・土日祝）

新型コロナ・発熱患者受診相談窓口の詳細は下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nara.jp/55410.htm#003>

聴覚に障害のある方など、お電話でのご相談が難しい方は下記ホームページの様式を用いて、FAX にてご相談ください。

<http://www.pref.nara.jp/secure/228370/0714coronafaxsoudan.pdf>